

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿

警 察 庁 丙 捜 一 発 第 12 号
平 成 31 年 3 月 28 日
警 察 庁 刑 事 局 長

報道協定制度の運用について（通達）

報道協定制度は、報道機関が、人命尊重のために取材及び報道を自制することを申し合わせる制度であり、日本新聞協会（以下「新聞協会」という。）の「誘かい報道の取り扱い方針及び付記」（昭和45年2月5日。別添1）、日本民間放送連盟（以下「民放連」という。）の「誘かい報道の取り扱いについて」（昭和45年9月11日。別添2）及び日本雑誌協会（以下「雑誌協会」という。）の「誘かい事件等に関する取材及び報道の取扱いについて」（昭和55年7月2日。別添3）に基づき運用されているところ、引き続き、下記のとおり、報道協定（以下「協定」という。）の取扱いに遺漏のないようにされたい。

なお、「誘かい事件等に関する報道の取り扱いについて」（昭和57年7月6日付け警察庁丙捜一発第18号）、「日本民間放送連盟の誘拐事件等に関する報道の取扱いについて」（昭和57年7月6日付け警察庁丙捜一発第19号）及び「日本雑誌協会の誘拐事件等に関する報道の取扱いについて」（昭和57年7月6日付け警察庁丙捜一発第20号）は、廃止する。

記

1 対象事件

取材又は報道されることによって被害者の生命に危険が及ぶおそれがある誘拐事件（誘拐の疑いのある事件を含む。）及び取材又は報道されることによって被害者の生命に危険が及ぶおそれがある恐喝、不法監禁等の事件をいう。

2 協定締結の申入れ

- (1) 警視庁又は道府県警察本部の刑事部長（以下「刑事部長」という。）は、対象事件を認知したときは、警察庁と協議の上、警察本部記者クラブ（以下「記者クラブ」という。）に対し、協定締結を申し入れること。申入れは、記者クラブ幹事を通じ、原則として、事件概要や申入れの理由を記載した文書により行うものとする。

また、申入れを行った都道府県警察（以下「発生都道府県警察」という。）は、必要に応じ、その管轄内にある記者クラブに加盟していない新聞協会又は民放連の会員社（以下「クラブ非加盟社」という。）に対し、事件概要や申入れの理由を説明の上、取材及び報道を自制するよう申し入れること。

- (2) 警察庁は、刑事部長が協定締結を申し入れたときは、発生都道府県警察に代わ

り雑誌協会に対し、事件概要や申入れ理由を説明の上、取材及び報道の自制を申し入れるとともに、新聞協会及び民放連に対し、協定締結の申入れが行われた旨を通報するものとする。

3 仮協定中の措置等

- (1) 刑事部長が記者クラブに対して協定締結の申入れを行うことにより、記者クラブ加盟社においては、協定締結までの間、取材や報道を自制する一時的な協定である仮協定が自動的に発効するところ、仮協定の段階で被害者が保護又は発見されたときその他取材又は報道されることによって被害者の生命に危険が及ぶおそれがないことが判明したときは協定締結の必要がなくなることから、刑事部長は、警察庁と協議の上、直ちに記者クラブに対し、記者クラブ幹事を通じ、その旨を通報すること。

また、発生都道府県警察は、取材及び報道を自制するよう申入れを行ったクラブ非加盟社に対し、同様の通報を行うこと。

- (2) 警察庁は、刑事部長が記者クラブに対し上記(1)の通報を行ったときは、新聞協会、民放連及び雑誌協会にその旨を通報するものとする。

4 協定締結時の措置

- (1) 発生都道府県警察は、記者クラブから協定が締結された旨の通報を受けたときは、締結時刻及び協定内容を確認し、警察庁に報告するとともに、協定文の写しを入手し、これを警察庁に送付すること。また、各管区警察局及び他の都道府県警察（以下「各管区警察局等」という。）に対し、協定締結に至った旨を連絡するとともに、クラブ非加盟社に対し、必要に応じ、協定が締結された旨を通報すること。
- (2) 警察庁は、発生都道府県警察から協定締結に至った旨の報告を受けたときは、協定締結の日時及び協定内容を新聞協会、民放連及び雑誌協会に通報するものとする。

5 協定締結中の措置

刑事部長又はその命を受けた課長以上の職にある刑事部門の幹部は、協定締結中（仮協定中を含む。）は、発表時間、発表内容等について警察庁と協議の上、捜査経過を詳しく記者クラブに発表すること。

また、雑誌協会が取材及び報道を自制している間において、同協会の会員社から要請があったときは、同様に捜査経過を発表すること。

6 協定の解除

- (1) 刑事部長は、取材又は報道されることによって被害者の生命に危険が及ぶおそれがないと判断したときは、警察庁と協議の上、直ちに記者クラブ幹事に対し、協定の解除に向けた協議を申し入れること。

なお、事件の被害者が保護又は発見され、かつ、当該被害者の身元が確実に確認できたときは、特に迅速な対応を図ることとし、刑事部長又はその命を受けた

課長以上の職にある刑事部門の幹部が、記者クラブ幹事に被害者が保護又は発見された旨を告げると同時に、記者クラブ幹事と協定の解除に向けた協議に当たること。

- (2) 発生都道府県警察は、記者クラブから協定解除の時期を決定した旨の連絡を受けたときは、警察庁に報告の上、各管区警察局等にも連絡すること。また、必要に応じ、クラブ非加盟社に対し、協定解除の時期を通報すること。
- (3) 警察庁は、発生都道府県警察から協定解除の時期が決定した旨の報告を受けたときは、新聞協会、民放連及び雑誌協会にその旨を通報するものとする。

7 協定が長期化した場合の措置

刑事部長は、事件が未解決のまま協定の締結期間が長期化した場合は、警察庁と協議の上、記者クラブ幹事と協定の取扱いについて随時協議すること。

8 報告

発生都道府県警察は、協定の取扱いをめぐって問題が生じた場合は、直ちに警察庁に報告すること。

別添 1

誘拐報道の取り扱い方針及び付記（日本新聞協会）

昭和45年 2月 5日

誘拐事件のうち、報道されることによって被害者の生命に危険が及ぶおそれのあるものについては、報道機関は捜査当局からすみやかにその情報の提供を受け、事件の内容を検討のうえ、その結果によっては報道を自制する協定（仮協定を含む）を結ぶ。ただし、これが、単に捜査上の便宜から乱用され、あるいは報道統制とならぬよう厳に注意する。

付記（警察庁との了解事項を含む）

（昭和45年 2月 5日）

（昭和57年 5月 27日修正）

（平成12年12月 7日一部修正）

1 協定締結までの手続き

- (1) 人命に危険の及ぶおそれのある誘拐事件、またはこれに準ずる事件（恐かつ、不法監禁等で、被害者の生命に危険が予想される事件）が発生した場合は、捜査を担当する警察本部の責任者（部長または課長）が、当該警察本部の記者クラブに対し、クラブ幹事を通じて、各社間協定の締結を申し入れる。

この際、警察当局は、事件に関する情報を提供し、協定申し入れの理由を明らかにする。

- (2) 申し入れを受けた記者クラブはとりあえず仮協定を結んで取材・報道をひかえ、事件をただちに各本社編集責任者に連絡する。編集責任者が協定の可否を判断し、その了解が得られたのち、記者クラブにおいて報道（必要に応じて取材を含む）を自制する各社間協定（本協定）を結ぶ。

仮協定は、人命の危険を防止するための暫定的な緊急措置であるから、すみやかに本協定にきりかえなければならない。ただし、仮協定の段階で、人命に危険のない事件であることが判明した場合は、本協定にいたらずにこれを解除する。

2 協定締結中における発表

協定（仮協定を含む）が締結されている間、当該警察本部の責任者は、捜査の経過をくわしく報道機関に発表する。取材方法については別途定める。

3 協定の解除

- (1) 協定は、事件の被害者が保護もしくは発見されたときその他、取材、報道によって被害者の生命に危険のおよぶことがないと判断されたときに解除する。
- (2) 解除の判断は、警察本部責任者と記者クラブ幹事が協議のうえ行うが、解除の時期は、記者クラブが決定する。
- (3) 事件が未解決のまま長期にわたる場合は、記者クラブの幹事が警察本部の責任者と協定の取り扱いについて随時協議する。記者クラブはその結果にもとづき各社編集責任者の了解を得て、必要な措置をとる。

4 各社間協定の連絡

協定を締結した記者クラブ幹事は、各社間協定を周知するため、協定内容を共同、時事両通信社を通じてすみやかに全国各社に通知する。

別添 2

誘かい報道の取り扱いについて（日本民間放送連盟）

昭和45年 9 月 11 日

「誘かい事件のうち、報道されることによつて被害者の生命に危険が及ぶおそれのあるものについては、捜査当局からすみやかにその情報の提供を受けて報道機関（民放連各社）は事件の内容を検討のうえ、その結果によつては嚴重に報道を自制する。

また、警察当局がこれを単に捜査上の便宜から乱用し、あるいは報道統制とならぬよう嚴重に注意する。」

- (注) (1) 前記誘かい事件とは、人命に危険が及ぶおそれのある誘かい事件またはこれに準ずる事件（恐かつ・不法監禁等で、被害者の生命に危険が予想される事件）を含むものとする。
- (2) 前記報道の自制には必要に応じて取材をも含むものとする。

別添 3

誘かい事件等に関する取材及び報道の取扱いについて（方針）（日本雑誌協会）

昭和55年 7月 2日

- 1 人命に危険の及ぶおそれのある誘かい事件又はこれに準ずる事件（恐かつ、不法監禁等で被害者の生命に危険が予想される事件）が発生した場合、当該事件の発生地を管轄する都道府県警察本部（以下「事件発生地の警察本部」という。）の責任者が、当該事件に関する取材及び報道がなされれば、被害者の生命に危険が及ぶおそれがあると認めたときは、文書又は口頭で日本雑誌協会に対し、速やかに事件の概要を通報するとともに、その取材及び報道の自制方を要請するものとする。

この場合において事件発生地の警察本部が遠隔地であるなど迅速な措置がとり難いときには、警察庁が当該警察本部に代わって、これを行うものとする。

- 2 日本雑誌協会は、前記 1 の要請を受けた場合、事案を検討し、必要があると認められたときは加盟各社の取材及び報道を自制するものとし、その旨を速やかに事件発生地の警察本部又は警察庁に文書又は口頭により連絡するものとする。

なお、警察庁が上記連絡を受けたときは、これを速やかに事件発生地の警察本部に通報するものとする。

- 3 日本雑誌協会加盟各社において、当該事件について取材及び報道が自制されている間、同加盟各社からの要請がある場合には、事件発生地の警察本部又は警察庁において、捜査経過等について説明するものとする。

- 4 事件発生地の警察本部の責任者又は警察庁は、当該事件の被害者が保護又は発見されるなど取材、報道によって被害者の生命に危険の及ぶおそれがなくなったと認められたときは、この旨を速やかに日本雑誌協会に通報するものとする。